

会 議 録

1 会議名

平成26年度第8回新道区地域協議会

2 議題（全て公開）

（1）報告事項

- ・第5次上越市行政改革大綱（案）について
- ・公の施設使用料の見直しについて

（2）諮問事項

- ・かもじまこどもの家の廃止について
- ・いなだこどもの家の廃止について
- ・こやすこどもの家の廃止について

3 開催日時

平成26年12月5日（金）午後6時30分から午後8時30分まで

4 開催場所

公民館新道分館 2階 多目的ホール

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：秋山茂、岩下知彦、岡田竹一、金井秀雄、金子俊一、金田喜久治、
田中正、塚田忠次、保坂幸二、松苗ひとみ
- ・事務局：中部まちづくりセンター 北島センター長、恩田係長、小林主事
行政改革推進課 山田副課長、小関主事
こども課 笠原課長、白石副課長、佐々木係長、黒津主任

8 発言の内容

1 開 会

【恩田係長】

定刻になりましたので、平成26年度第8回新道区地域協議会を開会いたします。

本日の出席人員は10名です。飯塚委員、上野委員、船崎委員、松山委員からは欠席のご連絡をいただいております。上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。

2 会長挨拶

【恩田係長】

はじめに、岡田会長からご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

【岡田会長】

お疲れ様でございます。年の瀬も迫りましてですね、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。予想もしない大雪が南国四国で降って、四国で30センチも降ったということです。車が130台以上も動けないという。ようやく、5時頃になって1台1台と動き出したというような状況です。従って、ここも明日にかけて大雪になるということです。各自気を付けていただきたいなと思います。特に雪道は降り始めが、車の事故が非常に多いですから、特段の注意をお互いにしたいと思います。今日のご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

3 議題

【恩田係長】

ありがとうございました。それでは、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

【岡田会長】

それでは以後の議事進行について努めてまいります。今日の終了時間は概ね8時頃を予定しておりますので、スムーズにいきますようにご協力をお願いしたいと思います。本日は名簿順によりますと、会議録を確認されるのは、飯塚委員なのですが、飯塚委員、上野委員が欠席でございますので、金井委員、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿ってまいります。次第3の報告事項、第5次上越市行政改革大綱等の策定と公の施設使用料の見直しについて、担当課の行政改革推進課から説明をお願いします。

【行政改革推進課 山田副課長】

いつもお世話になっております。行政改革推進課の山田と申します。同じく小関と

二人で本日はお邪魔させていただきました。今ほど会長さんからご紹介があったとおり、本日ご説明させていただく点は2つございます。上越市行政改革大綱、それから2つ目が公の施設使用料に関してということです。およそ20分くらいの説明になりますけれども、お付き合いいただきたいと思います。

— 資料により説明 —

【岡田会長】

ありがとうございました。これについて皆さんから何かございますでしょうか。

皆さんの方でご質問がないようですから、ちょっとお聞きしておきたいことがあります。一つはですね、今の料金見直しによって、どの程度収入アップするのということと、もう一つは、今ほとんど使用していないテニスコートだとかこういうものがあると思う。それらはどのような計算なのですかということですね。こういうのはどうなっているのでしょうか。

【行政改革推進課 山田副課長】

最初の、今回の見直しによる収入のアップの見込ですが、かなり前に試算した結果ですけれども、大体5千万円位とはじいています。ただこれは減免の見直しといったところも今セットで進めておるのですけれども、減免の方が検討中ございまして、これを合わせていくらといったところは出しておりません。今ほどの5千万円という数字は、見直しを試行錯誤している中で、直近の効果額と言うのはまだはじいておりません。ですが、そんなに大きくは違わないとは思いますが。そこにまた減免分が加わるというところでございます。

それから2点目のテニスコートですけれども、実はテニスコート自体はそんなに維持管理費がかかっておりません。使用料は、1面が250円という非常に安い金額です。原価計算をすると、とても250円にいかないというところが多いです。ただ、運動公園テニスコートですね、こちらにつきましてはかなり設備が充実しております。維持管理経費もそれなりにかかるということで、市外から利用者がかなり殺到し市内の利用者がかなり排除されているという状況でございます。これは、今回は500円ということで、他のテニスコートよりもちょっと高めの設定をさせていただいた上に、先ほど説明させていただいたんですけれども、市外の利用料金を200パーセントにするということで、なんとか市民の皆さんに利用してもらおう機会を増やしていくというふうに考えているところでございます。

【岡田会長】

今の言うそのテニスコート、それは確かにあまり費用はかからないというのは分かるんだけど、あっちこっちいっぱいあるんだよね。それは一体全体、その行革の中でこのまま維持していくのか、どうするのかというその青写真が何にも見えないわけね。例えば具体的に話をしたらね、三の輪台のテニスコートですね、あの周辺の草刈りだけだって大変な費用がかかるわけですよ。使うのはほとんど使ってない。果たしてあそこを公園として整備をして使うのであれば使うような方法があるだろうと。だから私はパブリックコメントを本当は出したかったんだけど、時間がなくて、書く暇がなかった。いろんなどころの行革の中で、矛盾点が多すぎる。ですからその辺ね、ただこうでこうでというものだけで計算してね、市民に示すのではなくてね、やっぱりメリットとデメリットをきちんと出すべきです。その上で、その使用している人達にすれば、「また値上げするんだ」という話が出てきます。だってまさに今まで安かったんだからよいだろうと、「そんなこと言ってたら使わないよ、あまり高くなったら使わないよ」という話も出てきています。ですから、その辺のメリット・デメリット、それから一番問題なのは市の財政のあり方、財源不足が80億や90億だなんて話がある。実際のところどうなんですか。これなんて、今のままではこうなりますよという数字だけを並べてね、だから、市民の皆さんあれも我慢してください、これもこうしてくださいというだけでは十分じゃないというふうに、私は思います。ですから、そういうものもひっくるめて財政のあり方から人口減少まで全部総合的にメリットとデメリットを出すべきです。その上で市民の皆さんにどうしようかと、そういうふうに提案をされるのが一番よいのではないかというふうに私は思う。

皆さんどうですか。この問題を取り上げるといろいろな問題が出てきますから、例えば市の職員を減らします。減らす部分はよいのです。けれど、人材育成と言いながら、人間はどんどん減っていく。そして、いうなれば、今は人件費になる。今までは物件費だった。物件費であれば臨時の人達をどんどん入れる。そうすると、言っちゃあ悪いけど臨時の人は言いつけられたことだけしかできないわけですよ。他のことは何にもできないわけですよ。そうすると今まで、例えば職員一人でできたことを臨時職員を3人も入れる。それでは、これから先はどうなるか分かりませんが、果たしてどうなるのか。行政が考えなきゃならない問題が、頭がちっちゃくなって、考える能力がなくなる。それでよいのですかということ。これらを総合的に、この4年

間の中に考えなければならないというふうに私は考えています。

今日はこれで…。皆さんからなければ終わりたいと思います。

【行政改革推進課 山田副課長】

ちょっと補足させていただきます。まずテニスコートの例を会長からお話いただきましたけれども、おっしゃるとおりです。今、公の施設の再配置ということでやっております。その中には当然体育施設、集会施設もそうですけれども、テニスコートももちろんやっています。使わない施設につきましては、実は今回使用料の見直しの中で、ここは絶対使わないよねというところも合わせて廃止ということで、作業を進めておりますので、それと、全庁的な公の施設の見直しということも合わせて検討しておりますので、これにつきましては、また年が明けてから考え方について改めてご説明をさせていただきます。

それから人件費の話が出ましたけれども、おっしゃるとおりです。それで、人を減らすというよりも、まず業務を整理して効率的な業務を行えるよう、必要な業務は残す。あってもよいのじゃないか、切り捨ててもよいのじゃないかというような業務、そういったものは整理するといったところに業務に人を張り付けるというようなことで具体的に現在作業を進めているということを申し添えさせていただきますので、ご理解をお願いします。

【岡田会長】

もう一つあるのは入札改革。初めてこの5次行政改革の中で載ってきました。今までの入札。これは滅茶苦茶。入札監視委員会に行って皆聞いているわけですから。滅茶苦茶なんです。だからこれが載ってきたことは良い事だと私は思います。

それでは、皆さんはよろしいですか。

(はいの声)

なければこの件については終わりたいと思います。行政改革推進課の方、大変ご苦勞様でした。

【行政改革推進課 山田副課長】

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

— 行政改革推進課 退室 —

【岡田会長】

それでは、次第に沿って進めてまいります。次第4、諮問事項。案件は、かもじま・

いなだ・こやすの各こどもの家の廃止について、それぞれ資料のとおり市長から諮問がありました。はじめに、担当課から一括で説明いただいた後、審議し、新道区の協議会として意見をまとめたいというふうに思います。話をまず聞いていただいて、それからどうするか意見を聞きたいと思います。それでは、こども課の説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【こども課 笠原課長】

こども課の課長の笠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

— 資料に基づき説明 —

【岡田会長】

ありがとうございました。こども課から説明がありました件について、皆さんから何か意見がございましたらお願いします。

【金田委員】

3点質問なのですが、1点目は譲渡の対象としている34施設、このうち33施設は合意があったということですが、これから各地域協議会で諮問していくということで、ある区では反対、ある区では賛成ということになった場合、この34施設全部を譲渡するのか、あるいは賛成の区は譲渡するけれども、反対の区は譲渡しないとするのか。そうすると非常に譲渡を受ける町内会への負担と言いますか、不公平が出てきてしまいます。その辺についてどのようにお考えなのかということ。

もう一点目は、これから引き続き管理人の配置をして、やっていくということでありますが、いつまでということが書いていないのですけれども、譲渡後は町内会が修繕を実施する。いずれ使えなくなるだろう。そうすると廃止をするか、あるいは建て替えてまた新しいのを作るとするのは、町内会に任せられるということですね。それで、建て替えをした場合にも市の管理人は永久的に存続するのか、あるいは、廃止をした場合はそれ以降は配置をしないのか、その辺を教えてください。

3点目は、使用料は今は無料になっていますよね。町内会に譲渡するということは町内会が後は管理するということ、そういうことになると使用料を取っても別に構わないということでしょうか。子どもたちはもちろん使っていますが、その他でもかなり使っているんです。光熱費とか、あるいは施設修繕費、そういうのは町内会の負担になるわけです。受益者負担という観点から、ある程度の利用料を町内会で設定をして取ってもよいのかというところの3点をお聞きしたいと思います。

【こども課 笠原課長】

使用料につきましては、譲渡を受けた町内会で設定していただいで構いません。それから1点目の、賛成・反対についてですが、私どもがお伺いしているのは、こどもの家の譲渡に賛成・反対ということではなく、こどもの家を町内会に譲渡した時に、新道地区の皆さんにどういふ影響があるかということについてお聞きしたいということなのです。

【金田委員】

34施設の中で譲渡するところもあるし、あるいは譲渡しないところも出てくるということですか。

【こども課 笠原課長】

関係町内会との話の中では、地域の皆さんに何か特に影響があるという話はお聞きしておらず、33のこどもの家について、譲渡の合意をいただいでおります。譲渡できないほどの影響は、今のところないと考えていますが、もし、そういう影響があればお聞かせいただきたいとは思っています。基本的には33全てのこどもの家を譲渡するという方針であります。

【金田委員】

反対されている1施設については、どのような話なのですか。

【こども課 笠原課長】

反対というのではなく、譲渡を受けられないという町内会があります。譲渡を受けるか受けないかは、町内会にお任せしています。ただ、受けられない場合は、こどもの家は、市が運営するのではなく、取り壊す方向でお話ししています。

【金田委員】

廃止をするということですね。

【こども課 笠原課長】

そのとおりです。ただ、その1町内の場合は、こどもの家が近隣の町内にいくつかあり、仮に廃止したとしても、近隣のこどもの家で子どもたちを受け入れて、遊ばせてもらえるということで町内間の合意ができています。

それから、2点目の管理員の配置がいつまで続くのかということにつきましては、関係町内会には、当分の間ということでお話ししています。なぜ、当分の間なのかと言いますと、市では、地域の子どもの遊び場は、やはり地域の皆さんから確保してい

ただきたいという考えがあります。ただ、こどもの家を廃止して、すぐに地域で対応できるのかということや、こどもの家のある地域とない地域の対応をどうするのかという課題もあります。例えば、放課後児童クラブや、学校を開放しているところもあり、また公民館を活用しているところもあります。いろいろなケースがありますが、全市的なバランスを踏まえながら、市として子どもたちの遊び場というものをどういうふうに確保していくのかということを考えなければいけません。その考え方が整理できるまでの間を「当分の間」としているのです。町内会が地域の子どもたちの遊び場を確保していこうと判断されるのであれば、町内会で自主的に確保していくというケースもでてくると思います。今後の対応については、全市的に子どもたちの遊び場をどのように確保していくかということ、地域の皆さんと議論していくということになると思います。3点については以上です。

【金田委員】

「当分の間」という表現は、市ではだいたいあるでしょ。どれくらいの年数を指すのか、2、3年なのか、5、6年なのか、「当分の間」という言いようは非常によいですけれど。

【田中委員】

そこが役人のね、逃げと言うか…。

【こども課 笠原課長】

地域の皆さんから地域の子どもの遊び場を運営していただくということが本来の形ではないかと考えていますので、早い方がよいと思っています。

【金田委員】

譲渡が完了したら、町内会は今後どうやって管理していくかをよく考えて決めてください。決めた後は町内会で運営してください。こういう諮問ですね。

【こども課 笠原課長】

例えば、地域の子どもの遊び場について、町内会で全部負担していただく形もありますし、市が助成し町内会で運営していただく形もあると思います。方針は決まっていますが、町内会がこどもの家の機能を確保していくことがよいと思っています。

【塚田委員】

私は稲田2丁目なのですけれども、回数も重ねて協議されて、譲渡に至ったわけですけれども、私も何年もこどもの家の屋根の雪下ろしやなんかに駆り出されまして、

一番心配しているのが、今ここにも文章化してありますけれども、27年から29年度までにそういう譲渡を受けたものについては直しましょう。それで優先順位を付けて、こどもの家ですから、あれだけ集まってきて騒ぎますので、かなり傷んでいる箇所もあるんですけれどね。それで雨漏りすれば順位とすれば1位に挙げられると思うんですけど、今のところ雨漏りしてないし、譲渡してもらったはよいが、5、6年経ってから雨漏りがしたりなんかすると…。3年間で完全に直してもらえるのかどうか。それを心配しているんです。

【こども課 笠原課長】

全てのこどもの家の建物を確認しましたが、まず屋根については必要に応じてカバー工法などで修繕を行います。また、状態に応じて優先順位をつけて行います。今年も屋根の修繕を行っていますが、雨もりなどの恐れのある屋根の修繕は、来年度中に実施する予定としています。このほか、非常階段や外壁などについても計画的に修繕していきます。

【塚田委員】

それと、まだはっきり決まっていないですけれども、譲渡をしてもらいたいという人がほとんどなんですけれども、中には5名ほど要らないと、そういう問題も出てきて。じゃあどうするんだと、現在審議されているのだと思うんですが、町内としては譲渡してもらいたい。そういう考えで進んでいるわけです。今度いろいろと経費がかかってきますよね。諸経費がね。そのために町内会費を上げたらどうかという問題になってきて、寝たきり老人は何人もいないようですが、一人暮らしの方が何人かいるわけですよ。その方は私は子どももいないのだから必要ないんじゃないかという考えかなと思ったら、稲田に長く住んでおられて仕方ないという方もおられる。町内会長は町内会費を上げたい。ただいくら上げるのか。3月に入れば話をするという話なんですけれども、私は直していただきたいなという感じでおります。

【こども課 笠原課長】

内装も外装も傷みのひどい部分を市と町内会で確認し、今年は内装について必要なところの修繕をしています。今後、町内会館としてお使いになりますが、自分たちの町内で積み立てして、町内会館を維持している町内もあることから、「町内会費をもらって自分たちで維持しなくては」という意見が大方であります。

いなだこどもの家につきましては、使用料の収入がありますので、その収入も維持

管理費の一部に充てることもできます。

【塚田委員】

「こどもの家」は2丁目にありますけれども、1丁目から4丁目までの町内会長さんのご協力を願ってというお話で、額ははっきりしないのですけれども協力しましょうという話で進んでいるみたいです。1年間に150万くらい使うんじゃないかなという試算をされている方もいるようです。

【田中委員】

塚田委員も言っているけど北城町の人に聞いたら、「こどもの家」があるけど、町内会長に「町内会費はいくらか」と聞いたら、たったの1,000円なんですよね。こどもの家があるから金がかからない。私達からすれば、ただでもらって、耐震工事の心配のない。私達のところは40年経って屋根ふき替えるのに市から補助をもらって、借金してやってるから…。

【塚田委員】

老人会とか婦人会とかが施設を利用するのに1時間で今は200円位で貸しているでしょ。それを今度は値上げしてもらわないといけないし、それと、稲田の「こどもの家」は駐車する場所が狭いのですけれども、駐車場を持っていない家がありますから、そういう方に貸せますよと、自動車3台位の余裕はありますから、それは決定されていないのですが考えています。

【岡田会長】

鴨島、子安はどうですか。子安はどういう問題があるのか。

【金子副会長】

先ほどもお話があったけれども、子安も今後、修繕費とか光熱費とかを払うのは町内会になるよということで、町内会の負担が大きくなるだろうなというのはあります。

【塚田委員】

町内が大きいから大丈夫。

【金子副会長】

今後の課題ですね。町内の。

【塚田委員】

譲渡してもらった翌日から金がかかってくるんだから、やっぱり事前にしっかりした考えを持ってね、

【岡田会長】

私からお聞きしたいのは、「こどもの家」は当分の間はありますよということで児童クラブの代替えを果たしているような感じは受けるんだけど、この稲田小学校区における、言うなれば児童クラブはどんなふうに考えておられるのか。これが1点。もう一つ、不慮の災害が発生をした時に、撤去費だとかそういうものはどこから捻出されるのか。町内会なのか市がやるのか。その2点をお聞きしたいなと思います。

【こども課 笠原課長】

まず、放課後児童クラブについては、様々な課題について現在、教育委員会で検討しています。稲田小の放課後児童クラブの現状をみますと、学校だけでは受入れできず、こどもの家にあふれているという状況もあります。そのような現状を踏まえ、放課後児童クラブを含め、子どもたちの居場所をどう確保していくかということを教育委員会で検討しているところです。

それから2点目の災害による修繕については、共生まちづくりの課の集会所の修繕の補助制度を使って対応ができます。また大災害の場合、公共的な建物については国の災害対応の補助制度があります。

【岡田会長】

そうすると町内には負担が及ばないと。

【こども課 笠原課長】

災害救助法が適用されるような大災害の場合、公共の建物については国の制度で対応できる場合もあります。そこまでの被害でない場合は、共生まちづくり課の補助制度を使って、町内会からも一部負担いただきながら、対応することになります。

【岡田会長】

だけど、例えば今「かもじまこどもの家」を壊すと250万や300万じゃ壊れないですよ。修理するには、相当な金がいるんです。今回の長野北部地震のような状態であれば、国からの災害救助の適応は受けられるけれども、そうでない限りはちょっと難しいんじゃないのかな。ご存知のとおり、耐震基準に適應しているかということ、子安も鴨島もそういう状態にはちょっとなくなっていると私は認識をしています。ですから、ああいう大きな地震だとか、そういうのがなくても、場合によっては傾いた、あるいはちょっと危ないよというような状態になる可能性があるのではないかと考えているものだから、敢えてそういう質問をさせてもらった。だからそれも頭の中にい

れていただかないといけない。譲渡したんだから後は各町内でやってくださいよと言われるとまずいになってしまうわけです。

それから一番はっきりさせてもらいたいのは、児童クラブなんです。というのは、今政府が女性活用と言う、上越市も女性活用と言っている。ところが勤めるお母さん方が、子どもを預かってもらうところがないのにどうやって…。爺ちゃん婆ちゃんを当てにして、今そういう時代じゃないよね。爺ちゃんだっているいろいろな用事があって婆ちゃんもいろいろな用事があって出ちゃう。そうすると子どもを預けるところがないから勤められないというお母さん方がたくさんいるわけです。だからその辺をきちんとしてもらわないとどうなのかなと思います。譲渡して「あ～、身軽になっていい」と言って、その分、若いお母さん方、お父さん方に負担がしわ寄せされるような状態であったら、これは今の世の中に逆行するというふうに思うんです。だからその辺を教育委員会とこども課の間で一体全体どうなっているんだということをまず聞きたいわけです。

【こども課 笠原課長】

こどもの家は小学校から帰ってきたあとの子どもたちの自由な遊び場ですが、放課後児童クラブは、親の就労支援として、概ね夜7時まで開設しているものです。国は、子ども子育て支援法を制定し、放課後児童クラブにおいては、一人当たりの面積を決めるなど、子どもたちの環境を考えていこうとしています。放課後児童クラブについては、市でも条例を作って計画的に対応していくことで、緒に就いたところでありませう。

こどもの家の耐震については、昭和57年以降に建設した施設であり、建築基準法の耐震基準は満たしています。

【岡田会長】

ただ、子安の「こどもの家」に行くとグラグラする状態なもんですから、敢えて私は言っているんです。

皆さんどうですか。

【塚田委員】

現在「こどもの家」で子どもたちが遊んでいますよね。万が一、地震とか火災とかでケガしちゃった。そういう場合は、保険というのは適応されているんでしょうかね。

【こども課 笠原課長】

子どもたちが遊んでいる時間は、市が管理員を配置し、保険も加入してケガの対応もします。譲渡した後は町内会館となるので、それ以外の時間は、町内会で建物などの保険に入って、利用者への対応をしていただくことになります。

【保坂委員】

建物はいずれ老朽化する。市は早く「こどもの家」を廃止したいというのが本音だね。それと子どもの人身事故なんですけれど、保険に入らなくては、当然いかなのだらうけれども、管理するにしても、やっぱり大きなケガとか死亡事故あるかもしれない。そういった時に、管理している人間が責任、裁判というようなことになってくるとなかなか町内でその管理する人を出せということがなかなか難しいような気がするんですけれどね。子どもプールの件でもそうなると思うんですけれど。そういう保険に入りなさいとは言ってもなかなか難しいなと思うんです。

【こども課 笠原課長】

地域の子どもは地域でみてもらいたいということから、市が配置している管理員は、町内会から推薦していただいています。管理員には、子どもたちの遊びの見守りについて委託していますが、子どものケガに対し、管理員が責任を負うということではありません。そのため、子どものケガについては、市が保険に入って市の責任で対応しているのです。

【岡田会長】

よろしければ、こども課の皆さんから退席をしていただいで…。

【恩田係長】

引き続き、答申の意思決定をしてください。

【岡田会長】

この人達がいるところで採決を採るのはだめなんだって、そういうやり方はやってはだめ。退席をさせて、附帯意見を付けるなら付ける、認めるなら認める、そうやるべきです。そうでなかったらだめですよ。

【恩田係長】

これまでの諮問の流れと異なります。

【岡田会長】

なんでそんなことになるの。どこ行っただって、当事者の前で賛成か反対かを決めるってこと自体がおかしいでしょ。

【北島センター長】

従来は担当課が同席のまま答申しています。

【岡田会長】

従来はそうやってきたけれども、いろんところで話を聞くとそういうのはおかしいと言っているんです。その場で決めるというのはそれは皆さんの意向でよいですよというのであれば、それで決めればよいし、いや附帯意見が必要だったら付けるということです。何も当事者の前でやる必要がない。いつも行政主導でそういうことをやるからいけない。皆の民意を決める。皆さん退席してください。

— こども課担当者 退席 —

【岡田会長】

それでは今、皆さんの意見をお聞きしました。で、大体町内ではまとまっているようですので、どうでしょうか。

適当と認めるということによろしいか、もしくは附帯意見はやっぱり付けてくださいということになるのか、この辺りを協議させていただきたい。

【塚田委員】

町内の役員の方がいろいろご苦勞をされて、会議も何回かやられているようですから、町内がやっとまとまりかけている。譲渡していただくという話できているのに、協議会で反対とも言えないでしょ。

【岡田会長】

いやいや、反対じゃない。認めるのは認めるでよいのだけど、附帯意見を付けるのか、いや附帯意見は必要ない、認めますということなのかということ。

【金田委員】

「当分の間」という具体的でないところに附帯意見を付けた方がよいと思います。期限を決めて打合せを一緒にやっていかなければいけないと思いますね、積極的に決めたところが後で困るようではいけないですね。例えば5年以内に決めてくださいというような意見としてもよいかと思います。

【岡田会長】

ここまで大体話煮詰まっているわけですから、認めないなんて話にはならない。認めるんだけど、要は附帯意見をつけるのかどうするのかだけなんです。だから附帯意見まで付けないで認めましょうよというのであれば、それで全員賛成ですよというこ

とで決めればよいわけだし。私が一番懸念をするのは何かと言うと児童クラブが当分の間、それまでの間に今の放課後児童クラブがキチンとしたものになればよいけれど、そうならないで、児童クラブもおかしくなっちゃった、「こどもの家」もおかしくなっちゃった。あるいは児童クラブもないということになると非常に困るなというふうに思っているものだから、その辺どうでしょうかね。

【金田委員】

さっきの話では教育委員会で検討すると…。

【岡田会長】

こども課としては、譲渡すればそれでことが済むわけですよ。

【田中委員】

「こどもの家」がある地域は、小学校を出たら児童クラブがない。児童クラブがあるところは「こどもの家」がない。

【金田委員】

児童クラブを作るということであれば、「こどもの家」がないところは作らなくてはいけないのでしょ。廃止をして児童クラブを作ってくださいと言う方がよいかもしれない。

【保坂委員】

学童保育というのは児童クラブですよ。だから稲田小学校にも体育館の上に児童クラブがあるんですよ。だから児童クラブに行く人と「こどもの家」に行く人とある。親が共働きで働いて家におられないような人は学童保育に入れるけど、婆ちゃんが家にいるけどヨボヨボでというような人は一旦帰ってから「こどもの家」に行こうよという、こどもの遊び場なんですよ。

【岡田会長】

児童クラブはあくまでも教育委員会の関係だし、今、「こどもの家」はこども課の関係。

【保坂委員】

だから今言われる児童クラブは今学校の延長云々言っているから、これは嫌でも国の方針から何とかなってくると思うんです。考えが全然違うというか、考え。だから今話で、町内会長の話を聞いていると、今ようやく「こどもの家」に関しては町内が負担しましょうということなんだけど。それはそれでよいと思うんです。遊び場だけ

ら、町内のことだから、それは壊れたら直さなければならない。それはそれでよいのだけれども、市が管理人をおいて、支払っているのだけれども、話を聞いていたら、市がおいてくれるからという頭で多分いると思うんだな。しかし市のことだから金がなくなって止めると言うぞと私は言っているんだけど。だから子どもの云々で、事故が起きたら、市の保険云々なんだけど、町内でもって頼もう、保険入れと言うなら、それでよいのだけれども、町内でもって他のもので保険を入れと言うのだったら、それならよいけど。じゃ管理してくれって言われて何かあった時にどうするのという話…。

【岡田会長】

それは市が責任をもって保険をかけますと言っているわけだから…。

【保坂委員】

その点を聞けば、保険も全部も町内で払えということでしょう。

【岡田会長】

それは違う。

【恩田係長】

資料記載のとおりです。

【岡田会長】

市で保険をかけます。

【金子副会長】

保険と管理人の手当。

【保坂委員】

管理人の手当はさっきの話だとずっと持つという話ではない。町内で責任を持つと言うのじゃないの。

【金子副会長】

当分の間。

【岡田会長】

それではいつまで話しても仕方がないし、結論を出しましょう。附帯意見を付けなくてそのまま認めるということではよろしいですか。

(よしの声あり)

それでは、そういうことで決したいと思います。ありがとうございました。要はここまで話が詰まってきているわけですから…。

それでは、次の次第5、その他に入りたいと思います。

1 1月に視察研修。これは春日区と私どもとやったのですけれども、新道区が6人、春日区が8人の出席があつて、小川の庄という所へ行ってきました。それに行ってきたすぐ後に、地震が発生したというのがありますが、ここはですね、元々“おやき”を作っている所ですけれども、“おやき”というのはご承知の通り、主食なんですね、昔の。ですから言うなれば、野沢菜があれば野沢菜。餡子を作ったって言えば餡子を入れて“おやき”を作った。良いなと思われたのは素材、例えば蕎麦とか、あるいは野沢菜、そういう素材が揃っているということで7億ほど売り上げている。こういう状態です。非常に条件がかなったところ。他で真似ができるかというところちょっとできないというような気がしますね。それから2番目に行ったのが中野市なんですけど、昔の豊田村。それと豊田村の生産組合でやっていたもの、やはり味噌ですとか、あるいは漬物、こういうものと“おやき”を。ここは、小川の庄から比べると、少し落ちるかなという気はします。その次に、新幹線の飯山駅を見てきました。良いなと思ったのは、待合室が作ってあるのですが、そこはコンピューター、パソコンを持っているってパソコンも置けますし、歓談の場をというのが特徴です。非常によくできているなと思います。

それから次に、11月25日に会長会議がございました。これから検討しなくてはいけない事項もありますが、新年度の地域活動支援事業については、平成26年度と一緒にです。何の変わりもございません。27年度も同じ方向でという確認ができました。それからもう1点は、LEDの問題が議論になりました。新道区では既存の所は駄目、新設はよいということにしたのですが、他の区でもLEDの問題が発生しています。市の見解としては、地域協議会に任せますということになります。ただ一番懸念をされるのは、一挙にあそこもそこもと出てくると、とても600万や700万の予算では間に合いませんから、その辺をどうするかという調整が出てきます。これは町内会長の皆さんと協議をしたほうがよいのではないかと、こんなふうには思っておりますが、これを皆さんから後で協議いただきたいというふうに思います。

それからもう1点ですが、高田地区の協議会であった厚生産業会館の意見書の件がありますが、これは諮問の趣旨と範囲を考えると大々的に論議するのはいかがなものかというような意見で終わりました。

その他、会長同士の意見交換が行われましたが、新道北部で防火水槽の囲い、南部

でもやりましたが、全市的という言い方はちょっとあれだけれども、例えば保倉ですとか、あるいは諏訪ですとか、こういうところに波及したわけですね。消防団員に喜ばれているので、広めたらどうかというような話がございました。以上のような状況で会議は終わっております。

それでは、事務局から話があるようですので、説明してください。

【恩田係長】

先ほど公の施設の使用料の見直しについて説明がありましたが、新道区内においても使用料を改定する施設がありますので諮問される予定です。次回会議は1月中の日程でお決めいただきたいと思います。

【岡田会長】

今ほど事務局から話があったとおり、施設使用料の諮問の件がございます。これを決めて3月議会にかけたいということです。

— 日程調整中 —

1月8日の6時30分から、新道分館で行います。これで予定した議題は全て終わりました。事務局から何かありますか。

【恩田係長】

ございません。

【岡田会長】

ありがとうございました。それでは本日の議題はすべて終了いたしました。以上をもちまして終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-5111 (内線 1449、1547)

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。